

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	1	処理機関(所管課)	総務課
許 認 可 等 の 種 類	公開請求に対する決定		
根 拠 法 令 ( 条 例 等 )	鳩山町情報公開条例 (平成12年条例第21号)		
根 拠 条 項	<p>(公開請求に対する決定等)</p> <p>第11条 実施機関は、公開請求があったときは、当該請求を受けた日から起算して15日以内に当該請求に係る公文書を公開する旨の決定、公開しない旨の決定又は部分公開する旨の決定をしなければならない。</p>		
審 査 基 準	<p>未設定 (条例上の規定において、当該許認可等の判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため)</p>		
標 準 処 理 期 間	<p>公開請求を受けた日から起算して15日以内 (やむを得ない理由により、期間内に公開決定等を行うことができないときは、公開請求があった日から起算して60日を限度として、その期間を延長することができる。)(条例第11条第1項及び第3項)</p>		
関 係 法 令 等			
関 係 文 書 等			
審 査 基 準 設 定 年 月 日	平成12年3月23日		
備 考			